

鉄軌道駅の段差解消に向けた対応状況について (臨時報告書)

未整備駅名	敦賀
未整備駅の 所在都道府県及び市区町村	都道府県：福井県 市区町村：敦賀市
路線名	北陸
1日の平均利用者数 (平成20年度末現在)	6,294
鉄道事業者又は軌道経営者	西日本旅客鉄道株式会社
関係自治体	福井県・敦賀市

バリアフリー化に関する現状

橋上駅 3面6線 地下道
 1、2番線(東舞鶴方面：下り)は段差未解消。車椅子ご利用のお客様は駅員の介助による階段(地下道)の上げ下ろしで対応。
 3、4、5番線(直江津方面：上り)(米原方面：下り)は段差未解消。車椅子ご利用のお客様は駅員の介助による階段(地下道)の上げ下ろしで対応。
 6、7番線(直江津方面：上り)(米原方面：下り)は段差未解消。車椅子ご利用のお客様は駅員の介助による階段(地下道)の上げ下ろしで対応。

バリアフリー法第6条では、施設設置管理者等の責務として、「施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されていますが、この責務を踏まえ、鉄道事業者(軌道経営者)におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(必須)

質問1 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

以下の質問2は、質問1で(1)と答えた鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問2 エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する予定の時期をご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

(未定である場合はその理由を詳細にご回答ください。また、留意事項がある場合はご記入下さい。)

以下の質問3から質問4までは、質問1で(2)とご回答した鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問3 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画をないとした理由及び課題についてご回答下さい。

整備新幹線連絡通路と同時工事となるため、整備新幹線の事業認可後の着手となる。

質問4 平成23年(注)以降にバリアフリー化を行う場合、エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する時期及び実現までのプロセスをご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

・ 実現までのプロセス(スケジュール表等の添付も可)

(未定である場合はその理由を詳細にご回答下さい。)

整備新幹線の事業認可後の工事着手となるため、現時点では明確な時期が記載できない。

(注) 様式中、「平成22年、平成23年」となっているが、鉄軌道事業者の事業計画期間を勘案し、「年度」と読み替える。

(調査)

バリアフリー法第5条では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されていますが、これら責務を踏まえ、所在都道府県及び市区町村におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(任意)

都道府県(未整備駅の所在都道府県の記載事項)

質問 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問 質問 で(1)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

県では、鉄道駅バリアフリー化整備事業補助制度を創設しており、補助対象事業費の1/6、地元市町の補助する額の1/2以内の額を市町に対して補助を行う。敦賀駅に関しては、9月補正において予算要求している。

質問 質問 で(2)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由の具体的な内容をご回答下さい。

市区町村(未整備駅の所在市区町村の記載事項)

質問 未整備駅について、基本構想の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問 質問 で(1)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

平成21年度より着手されるバリアフリー通路、整備新幹線旅客通路と市が施工する駅舎改築、エスカレーター設置を合わせて整備する予定であるが、整備新幹線の認可後となることから未着手の状態にある。敦賀市としては、新幹線旅客通路は後で拡幅可能な構造として、最小限の跨線橋の拡幅は敦賀市が負担してでも着手する。また、9月補正にてバリアフリー化の予算、駅舎改築の予算を計上した。

質問 質問 で(2)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由を具体的に回答下さい。

担当部署等名	西日本旅客鉄道
鉄道事業者又は軌道経営者	福井県
都道府県	敦賀市 建設部 都市整備課
市区町村	